

報 告 第 2 9 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝 行

平成24年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

写

専決第17号

処 分 書

平成24年度 新居浜市一般会計補正予算(第5号)について

平成24年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年11月19日

新居浜市長 石川 勝 行

平成24年度 新居浜市一般会計補正予算(第5号)

平成24年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,728,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

補正の種類	補正額(千円)	補正後の歳入(千円)	補正後の歳出(千円)	補正後の総額(千円)
歳入	36,446	47,728,146	47,728,146	47,728,146
歳出	36,446	47,728,146	47,728,146	47,728,146

